

令和2年10月19日

保護者の皆様へ

沖縄県立首里東高等学校長
(公印省略)

令和2年度奨学のための給付金の支給に関する手続きについて（申請がまだの方へ）

平成26年度の入学者から、生活保護受給世帯及び住民税（道府県民税及び市町村民税）所得割額非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費（学校徴収金等）に充てることが可能です。詳細は下記へお問い合わせください。

記

(注) 下記給付対象者①～③に該当する方のみ申請して下さい。

1. 給付対象者：平成26年度以降の入学者
 - ①生活保護（生業扶助）受給世帯
 - ②道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯
 - ③家計急変により、道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯
2. 提出書類：提出書類確認シート参照（ピンク色の用紙）
※家計急変（離婚・離職等）による申請書類は、事務室窓口でお受け取り下さい。
3. 提出期限：**令和2年10月30日（金）**（家計急変については随時受付）
4. 提出先：首里東高校事務室
5. 留意事項
 - (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
 - (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は7月1日現在を基準とします。
（新入生に対する一部給付及び家計急変世帯への支援については除く）

<沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 首里東高等学校 事務室
TEL：098-886-1578

令和2年度 沖縄県高等学校等奨学のための給付金について

高等学校等の生徒に係る授業料以外の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、高等学校等に在籍する生徒の保護者等に対し奨学給付金を支給します。

〔申請資格〕 令和2年7月1日(基準日)において、次の要件を満たしている方(新入生への一部支給は除く)

要件	(1) 高校生等が、平成26年4月1日以降の新入生であること。 (2) 保護者等が、沖縄県内に住所を有していること。 (3) 高校生等が、高等学校等を卒業又は修了していない者であること。(専攻科に在学している者は除く) (4) 保護者等が、生活保護の高等学校等就学費が措置されている者、又は道府県民税及び市町村民税所得割を課税されていない者であること。 以下の①～③に該当する場合は、対象になりません。 ① 他の道府県から、同種の給付金の給付を受けている者 ② 高校生等が7月1日現在休学している場合。ただし、病気その他やむを得ない理由により休学し、休学の期間が短期間である場合はこの限りではない。 ③ 高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、措置費(見学旅行 又は特別育成費)の支給対象となっている場合
対象校	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)及び専攻科
給付回数	一人の高校生等につき年1回、通算3回(定時制・通信制課程の高校生等は4回)を上限とする。 学び直し支援金の補助対象者は、加えて1回受給することが可能(定時制・通信制課程は2回) 専攻科支援金の補助対象者は、2回受給することが可能(修業年限が1年の場合は1回)

〔給付金支給額〕

世帯区分		支給額(年間)		支給対象経費		
① 生活保護受給世帯のうち、生業扶助を受給している世帯		国公立	32,300円		授業料以外の教育に必要な経費	
		私立	52,600円			
道府県民税及び市町村民税非課税世帯(①を除く)	② 高等学校等の通信制課程に在籍している高校生等		国公立	36,500円		
			私立	38,100円		
	高等学校等の通信制課程以外の課程に在籍している高校生等	③ 高校生等が「第1子」		国公立		84,000円
				私立		103,500円
		④ 高校生等が「第2子以降」		国公立		129,700円
				私立		138,000円

※「第1子」:

- ・世帯に扶養されている15歳以上23歳未満(中学生を除く)の兄弟姉妹がいない者
- ・世帯に扶養されている15歳以上23歳未満(中学生を除く)全員が通信制課程以外の高等学校に在籍する高校生である場合、その第1子である者

※「第2子以降」:

「第1子」以外の者

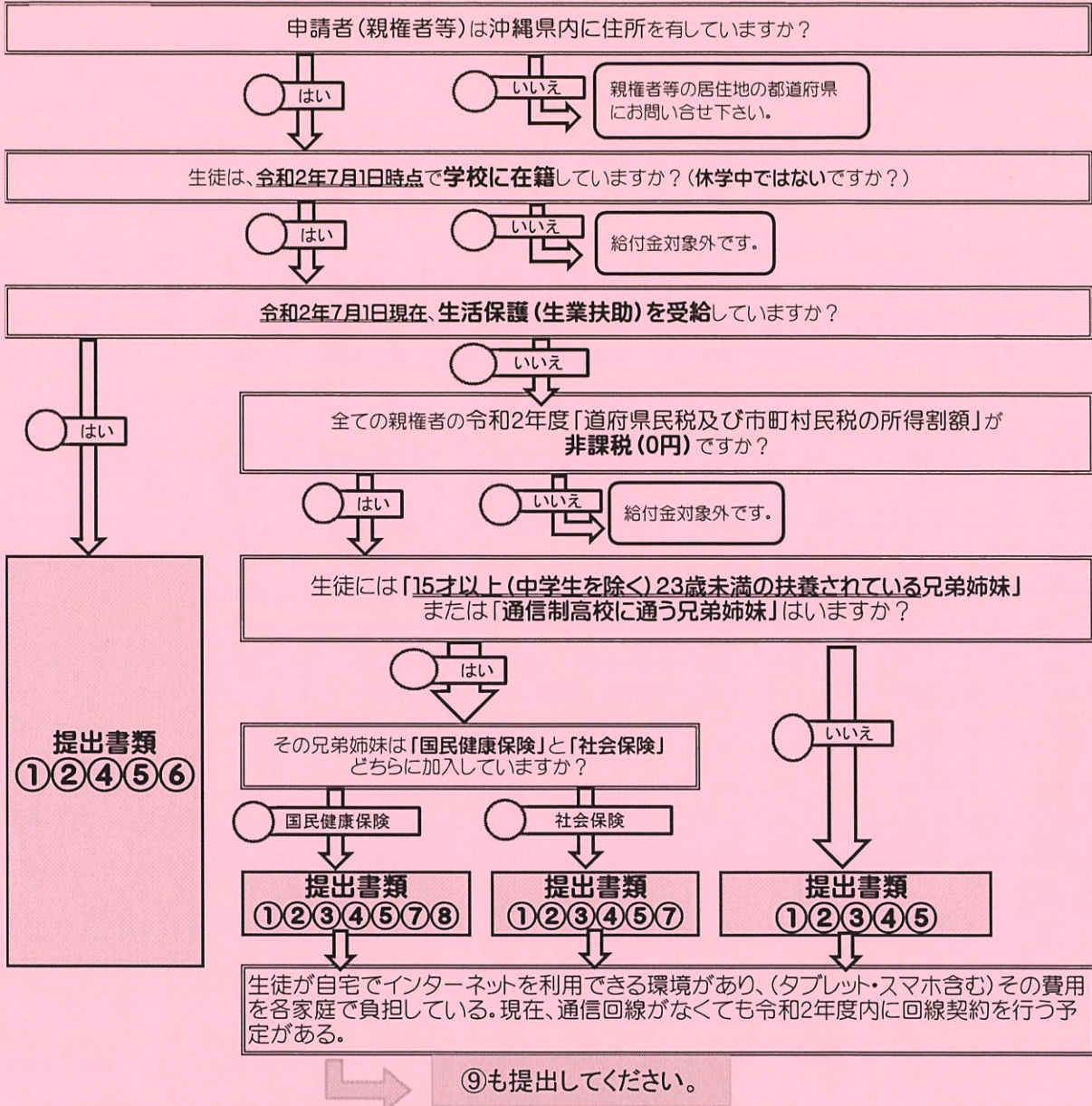
〔提出書類〕

世帯区分	提出書類
共通	・高校生等奨学給付金受給申請書 ・債権者登録申請書 ・振込口座の写し(銀行名、支店名、フリガナ及び口座番号がわかるもの) ・世帯の道府県民税及び市町村民税所得割額が分かる書類
生活保護受給世帯のうち、生業扶助を受給している世帯	・「生活保護法の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書」または生業扶助の措置状況がわかる証明書
道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯で、高校生等が「第2子以降」となる者	・15歳以上23歳未満(中学生を除く)の子を2人以上扶養していることがわかる書類
※希望者のみ	・委任状(給付金を学校徴収金等に充てること) ※高等学校等の長が保護者等に代わって給付金の一部又は全部を受領し、当該保護者等が授業料以外に負担する教育費(学校徴収金等)に充てることを、当該高等学校等の長に委任する場合のみ提出(沖縄県立高等学校に限る。) ・同意書 ※高等学校等就学支援金制度等の関係書類(課税証明書等)を利用することに同意する場合のみ提出。

奨学のための給付金『提出書類』確認シート



令和2年7月1日時点の状況について
各質問の答えとして該当するもの(はい か いいえ)にチェック つけて下さい。



- 提出書類**
- ① 奨学のための給付金『提出書類』確認シート(本書)
 - ② 高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)
 - ③ 令和2年度 課税証明書(親権者等全員分)
 - ④ 債権者登録申請書(給付金振込口座登録の為)
 - ⑤ 「振込先口座の通帳」の写し
(A4サイズで、銀行名・支店名・フリガナ・口座番号がわかるように)
 - ⑥ 生活保護受給証明書(R2.7.1以降のもので「生業扶助」の記載があるもの)
 - ⑦ 「健康保険証」の写し(本人および兄弟姉妹分を専用の様式に貼り付けて提出)
 - ⑧ 扶養誓約書(様式6)
 - ⑨ オンライン学習の通信費に係る誓約書

また、下記に該当する場合、さらに提出書類が必要となります。
※各項目に該当する場合は、項目および提出書類にチェックをつけてください。

チェック欄

- ★「給付金」を「学校徴収金等」に充てることを希望される場合
 - 1) 委任状(様式7)
- ★兄弟姉妹の保険証の写しを提出できない場合
 - 1) 戸籍謄本
 - 2) 扶養誓約書(様式6)
- ★国保加入者で世帯主が申請者以外の場合
 - 1) 戸籍謄本

年組番 :	年	組	番
生徒氏名 :			

様式 1-1

令和 2 年 月 日

沖縄県知事 殿

高校生等奨学給付金受給申請書

※必須項目

下記の4点を確認の上、左の□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、沖縄県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は沖縄県以外の都道府県に高校生等奨学のための給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

※該当する□にレ点をつけてください。

<input type="checkbox"/>	課税証明書・生活保護法の規定による生活保護受給証明書を提出します。
--------------------------	-----------------------------------

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

ふりがな		申請者住所 (電話番号)	-	-
申請者氏名	印			
高校生等との関係 ※該当する□にレ点を記入	<input type="checkbox"/> 親権者	<input type="checkbox"/> 未成年後見人	<input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親	
	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者	<input type="checkbox"/> 生徒本人	<input type="checkbox"/> その他 ()	

【対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	平成	年	月	日
生徒氏名						
在学する学校	名称	沖縄県立首里東高等学校 全日制課程 普通学科				
	所在地	沖縄県那覇市首里石嶺町3丁目178番地				
	在学期間	平成令和	年	月	日	～ 在学中 学年 年 在学中に給付金を受給した回数 回

【過去の高等学校等における在学期間】

学校名	立	高等学校	制課程	在学中に給付金を受給した回数					
在学期間	平成令和	年	月	日	～ 平成令和	年	月	日	回
学校名	立	高等学校	制課程	在学中に給付金を受給した回数					
在学期間	平成令和	年	月	日	～ 平成令和	年	月	日	回

(1) 【保護者等の収入の状況について】（該当する□にレ点を付けてください。）
生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）について

①	7月1日現在、生活保護を受給しています。 <input type="checkbox"/> 生業扶助を受給しています。 →受給していることがわかる証明書を添付ください。(2)以下は記載の必要はありません。 <input type="checkbox"/> 生業扶助を受給していません。 →(2)以下を記載してください。
②	<input type="checkbox"/> 7月1日現在、生活保護を受給していません。→(2)以下を記載してください。

(2) 【扶養親族の状況について】（非課税世帯のみ記入してください。）
※7月1日現在、当該世帯に生徒本人以外で扶養されている兄弟姉妹がいる場合で15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の方は、記入してください。

扶養親族の状況	高校生等との関係	氏名	生年月日	学校名・職業	※高校に通学している方は該当する□にレ点を記入
					<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 休学中
					<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 休学中
					<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 休学中

(3) 【保護者等の収入の状況について】次の者の課税証明書等を提出します。
（該当する□にレ点を付けてください。）

①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分 ※親権者が課税期日に日本国内に住所を有していない場合は支給対象ではありません。 ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ※生徒の保険証の写しを添付して下さい。 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等
⑥	<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが未成年で住民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

(4) 【保護者等について】
課税証明書等を提出する保護者等の氏名及び対象生徒との続柄を記入してください。

ふりがな		高校生等との続柄
氏名		

ふりがな		高校生等との続柄
氏名		

記入例(表面)

認定番号※ 学校担当者記入	—
就学支援金	学び直し支援金

※本庁記入欄
<input type="checkbox"/> 生活保護
<input type="checkbox"/> 第1子
<input type="checkbox"/> 第2子以降

様式1-1 (記入例)

令和 2 年 7 月 1 日

沖縄

※必須項目4つすべて
にチェックが必要です

高校生等奨学給付金受給

申請日は7月1日以降となります

下記の4点を確認の上、左の□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実
- この申請書に虚偽の記載があつ
- 私は沖縄県以外の都道府県に高
- この申請の対象となる高校生等特別育成費(母子生活支援施設

- 黒のボールペンで記入してください。
- 消せるボールペンは使わないでください。
- 押印を忘れずにしてください。
- 修正液等は使用しないでください。

※該当する□にレ点をつけてください。

① 課税証明書・生活保護法の規定による生業扶助受給証明書を提出します。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

押印が不鮮明な場合は、余白欄に再度捺印して下さい

ふりがな	りゅうきゅう まつ		
申請者氏名	琉球 マツ	住所	沖縄県那覇市泉崎1-2-2
		(電話番号)	098 - 866 - 2711
高校生等との関係 ※該当する□にレを記入	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者	<input type="checkbox"/> 未成年後見人	<input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親
	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者	<input type="checkbox"/> 生徒本人	<input type="checkbox"/> その他 ()

【対象となる高校生等について】

ふりがな	おきなわ ていご		生年月日	平成 16 年 4 月 20 日	
生徒氏名	沖縄 梯梧				
在学する学校	名称	沖縄県立 教育支援高等 学校 全日制 課程 普通 学科			
	所在地	沖縄県那覇市寄宮1-2-16			
	在学期間	平成 令和 2 年 4 月 1 日	～ 在学中	学年 1 年	在学中に給付金を受給した回数 0 回

(過去の高等学校等における在学期間)

学校名	立	高等学校	制課程	在学中に給付金を受給した回数
在学期間	平成 令和 年 月 日	～ 平成 令和 年 月 日		回
学校名	立	高等学校	制課程	在学中に給付金を受給した回数
在学期間	平成 年 月 日	～ 平成 年 月 日		回

様式1-2 (記入例)

(1) 【保護者等の収入の状況について】 (該当する□にレ点を付けてください。)
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第36条の規定による生業扶助 (高等学校等就学費) について

① 7月1日現在、生活保護を受給しています。
 生業扶助を受給しています。
 →受給していることがわかる罰金・滞り金等の記載がないこと
 生業扶助を受給していません。
 →(2)以下を記載してください。

② 7月1日現在、生活保護を受給していません。
高校に在学中の場合は高校名を、それ以外の場合は職業を記載して下さい

(2) 【扶養親族の状況について】 (非課税世帯の世帯員として扶養されている者について)
 ※7月1日現在、当該世帯に生徒本人以外で扶養されている者 (18歳以上23歳未満の方は、記入してください。)

扶養親族との関係	氏名	生年月日	職業	※高校に通学している方は該当する□にレ点を記入
兄	沖縄 アダン	H11.1.1	大学生	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 休学中
妹	沖縄 月桃	15.5.8	教育支援高校	<input checked="" type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 休学中
				<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 休学中

(3) 【保護者等の収入の状況について】 (課税証明書等を提出する保護者等について)
 (該当する□にレ点を付けてください。)

① 親権者 (両親) 2名分

② 親権者1名分 ※親権者が本国内に住居していること
 ・離婚、死別等により親権者となることができない者
平成9年7月3日～平成17年7月2日生まれの方が対象です。保険証の写しも提出ください

③ 未成年後見人
 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)
 ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。

④ 生徒の生計をその収入により維持している者 (主たる生計維持者) 1名分
 ※生徒の保険証の写しを添付して下さい。
 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤ 生徒本人
ふりがな・続柄 (父・母等) の記載がされているか確認!!

⑥ 所得確認の対象が生徒本人 (親権者等が主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが未成年で住民税所得割を課される場合

(4) 【保護者等について】
 課税証明書等を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

ふりがな	りゅうきゆう まつ	高校生等との続柄	ふりがな	高校生等との続柄
氏名	琉球 マツ	母	氏名	

健康保険証 貼付様式

認定番号	
学校・課程	首里東高等学校・全日制
生徒氏名	

○健康保険証の写しを提出する場合は、以下の枠内に貼ってください。

【生徒本人】

※印刷が不明瞭、途中で切れている等のないよう、ご注意ください。

【兄弟姉妹】

※印刷が不明瞭、途中で切れている等のないよう、ご注意ください。

※兄弟姉妹の健康保険証の写しを貼った余白に、生徒との続柄を記載してください。(例: 兄、姉)

健康保険証 貼付様式

認定番号	18-0001
学校・課程	〇〇高校・定時制
生徒氏名	沖縄 子太郎

○健康保険証の写しを提出する場合は、以下の枠内に貼ってください。

【生徒本人】

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成30年9月30日 交付年月日 平成29年10月1日交付 記号 〇〇〇〇〇〇 番号 〇〇		
氏名	沖縄 子太郎	性別	男
生年月日	平成12年8月10日		
資格取得日	平成12年8月10日		
世帯主氏名	沖縄 父太郎		
住所	那覇市泉崎〇-〇-〇		那覇市 印

※印刷が不明瞭、途中で切れている等のないよう、ご注意ください。

【兄弟姉妹】

				兄
国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成30年9月30日 交付年月日 平成29年10月1日交付 記号 〇〇〇〇〇〇 番号 〇〇			
氏名	沖縄 兄太郎	性別	男	
生年月日	平成11年7月10日			
資格取得日	平成11年7月10日			
世帯主氏名	沖縄 父太郎			
住所	那覇市泉崎〇-〇-〇		那覇市 印	

※印刷が不明瞭、途中で切れている等のないよう、ご注意ください。

※兄弟姉妹の健康保険証の写しを貼った余白に、生徒との続柄を記載してください。(例:兄、姉)

〒

扶養者住所

ふりがな

扶養者氏名

印

扶養誓約書

私が主として扶養している15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者は下記のとおりであることを誓約します。

記

ふりがな	
被扶養者氏名 (申請に係る生徒)	

ふりがな	
被扶養者氏名 (15歳(中学生を除く。) 以上23歳未満)	
ふりがな	
被扶養者氏名 (15歳(中学生を除く。) 以上23歳未満)	
ふりがな	
被扶養者氏名 (15歳(中学生を除く。) 以上23歳未満)	
ふりがな	
被扶養者氏名 (15歳(中学生を除く。) 以上23歳未満)	

※15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹について記入してください。

健康保険証等公的な確認書類が提出できない理由

※国保加入者は、保険証の写しと「扶養誓約書」の提出
(ただし、国保の世帯主が親権者以外の場合は「住民票謄本(続柄記載のあるもの)または戸籍謄本」も提出)

債権者登録(新規・変更)申請書

一般
 公共団体
 特定債権者
 非常勤等
 一時債権者
 職指定の資金前渡員

処理
 1:新規
 2:変更
 3:削除

処理	債権者コード									

郵便番号		電話番号	
(フリガナ)			
住所			
(フリガナ)			
氏名又は法人名			
業種	入札参加資格	1:有 2 :無	
支払方法	1:支払証 2 :口座振替 7:隔地払(郵便電信) 8:納付書による支払		
預金種目	1:普通預金 2:当座預金 3:別段預金 ※貯蓄預金は不可		
(フリガナ)			
金融機関名	銀行		支店
店番	口座番号		
口座名義 (カタカナ又はアルファベット) ※通帳表紙うらの記載どおり記入			
前払保証を受ける口座を設ける必要がある場合のみ記入	(フリガナ)		
	金融機関名	銀行	
	店番	口座番号	
	口座名義 (カタカナ又はアルファベット)※通帳表紙うらの記載どおり記入		
上記のとおり申請します。		令和 2 年 月 日	
沖縄県知事 殿		申請者 住所	
		氏名	
		印	

債権者登録申請書記入要領
債権者登録(新規・変更)申請書

□一般 □公共団体 □特定債権者 □非常勤等 □一時債権者 □職指定の資金前役員

処理	債権者コード
1:新規	
2:変更	
3:削除	

記入の必要はありません

住所は正確に記入して下さい
(県外の方は都道府県名から記入して下さい。)

「業種」「入札参加資格」は記入の必要はありません。

選挙のための給付金は、口座振替によりお支払いします。

該当する番号を○で囲んで下さい。貯蓄預金は登録できません。

金融機関が農協、信金等の場合もこの欄に記入して下さい。

店番、口座番号、口座名義人は預金通帳等に基づき、正確に記入して下さい。
口座名義は通帳表紙うらに記載されているカタカナ又はアルファベットを記入して下さい。

忘れずに押印して下さい

郵便番号 (フリガナ)	900-8571	電話番号	098-866-2711
住所	アハシイズミサキイッチョウメニハンゴウ 那覇市泉崎一丁目2番2号		
(フリガナ)	リウウキョウ マツ		
氏名又は法人名	琉球 マツ		
業種	入札参加資格	1:有	2:無
支払方法	1:支払証	2:口座振替	
	7:隔地払(郵便電信)	8:納付書による支払	
預金種目 (フリガナ)	1:普通預金	2:当座預金	3:別段預金 ※貯蓄預金は不可
	0000	キンコウ	0000 シデン
金融機関名	銀行 支店		
店番	000	口座番号	00000000
口座名義 (カタカナ又はアルファベット) ※通帳表紙からの記載と一致記入	リウウキョウ マツ		
印 名 義 者 の 押 印 欄	銀行		
申請者住所	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 那覇市泉崎一丁目2番2号		
申請者	琉球		
氏名	琉球 マツ		

上記のとおり申請します。
沖縄県知事 殿

沖縄県知事 殿

委任状

私が支給を受ける高校生等奨学給付金を下記の学校徴収金等に充てることについて、
 沖縄県立 首里東 高等学校長に委任することを了承します。

記

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	印
		学年・組・出席番号	年 組 番
		生徒氏名	
学校徴収金等	・学校徴収金 (修学旅行費、教材費、学年費、実習費等) ・団体徴収金 (PTA会費等の経費)		

※学校長は給付金を学校徴収金等に充てた後でなお、給付金に残余がある場合、その金額を申請者(保護者等)に支給する。

オンライン学習の通信費に係る誓約書について

オンライン学習とは、学校においてオンライン学習を行っていない場合でも、学校での学習内容を踏まえて、生徒が自主的にICT機器を活用し家庭学習を行うこと等もあるため、誓約書等により、家庭において通信費に係る負担が生じていることが確認できれば、給付対象とします。

1. 加算額

生徒が自宅でインターネットを利用できる環境があり、その費用を各家庭で負担している場合は、誓約書の提出をもって、10,000円の上乗せ支給を行います。

2. 対象となる経費

- ・各家庭でのインターネット回線の料金
- ・タブレット端末や生徒のスマートフォン等の回線の料金等

※上乗せ支給は通信費(回線使用料)に対する支援なので、スマートフォン等の端末の購入費に充てる場合は対象になりません。

※現在、通信回線等がない場合でも、令和2年度内に回線契約を行う予定がある場合も約書の提出があれば上乗せ支給の対象となります。

3. 申請の方法

誓約書を申請書類に加えて提出してください。

○問い合わせ先

首里東高校事務室 TEL:098-886-1578

令和 2 年 月 日

オンライン学習の通信費に係る誓約書

令和2年度に私が支給を受ける高校生等奨学給付金のうち追加支給分については、オンライン学習の通信費に充てることを誓約します。

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	印
		学年・組・出席番号	年 組 番
		生徒氏名	

※ 高校生等奨学給付金の支給に当たって疑義が生じた場合、御家庭における通信費の契約状況等について確認する場合があります。

記入上の注意

※該当する□にレ点をつけてください。②マイナンバーカードの写し等とは、個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等が含まれます。

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、過去の高等学校等における学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校(専攻科含む)、中等教育学校の後期課程、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 学校の「名称」の欄には、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④高等学校(専攻科)」、「⑤中等教育学校(後期課程)」、「⑥高等専門学校(1～3学年)」、「⑦専修学校(高等課程)昼間学科」、「⑧専修学校(一般課程)昼間学科」、「⑨専修学校(高等課程)夜間等学科」、「⑩専修学校(一般課程)夜間等学科」、「⑪専修学校(高等課程)通信制学科」、「⑫専修学校(一般課程)通信制学科」、「⑬各種学校(外国入学校)」、「⑭各種学校(その他)」の別を記入すること。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)①「生業扶助を受給しています。」に該当する場合は、7月1日現在の生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (3)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(3)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(3)④及び⑤並びに⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (3)①又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類(マイナンバーの写し課税証明書・非課税証明書等)を添付してください。
- ホ (3)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳(中学生は除く。)以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。(専攻科に在学している者を除く。)
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。